

1ヶ月単位のフレックスタイム制度労使協定

社会福祉法人ぴゅあ 理事長 河内 守正と職員代表 森本 実咲は、職員の勤務時間に関し、次のとおり協定する。

第1条（適用対象者）

本協定に定める1ヶ月単位のフレックスタイム制度は、職員のうち次の各号の一に該当する者に適用する。

- (1) 3歳に満たない子を養育する職員であって、短時間勤務制度の適用除外とした者
 - (2) 15歳に満たない子を養育する職員であって、児童の健全育成のために必要であるとの合理的な理由により理事長が認めた者
 - (3) 管理者、サービス管理責任者、看護職員であって、業務の実地体制に照らして必要があると理事長が認めた者
 - (4) 妊娠中の職員であって、希望する者
 - (5) 通常の勤務体系では、就労継続が困難な実情を抱えている職員であって、フレックスタイム制を適用しても、業務の実地体制に照らして問題が無いことを、理事長と職員代表が認めた者
- 2 前項による場合であっても1日7.5時間、1週37.5時間を超える労働は命じない。勤務の都合上、超過する場合は、時間外勤務対象となるものとし、管理者の承認を事前に受けなければならない。

第2条（対象期間）

令和2年4月1日から本協定の定めるところにより、1ヶ月単位のフレックスタイム制度を採用し、起算日は、毎月1日とする。

第3条（清算期間）

清算期間は毎年4月1日を起算日とし、毎月1日から月末日までとする。

第4条（清算期間における総労働時間）

総労働時間は1日7.5時間を基準とし、その時間に当該期間の就業規則に定める所定労働日数を乗じた時間とする。

第5条（標準となる1日の労働時間の長さ）

標準労働時間は、1日7.5時間とし、有給休暇については7.5時間の労働とみなし取り扱う。

第6条（コアタイム）

必ず労働しなければならない時間帯は10時から15時までとする。

第7条（フレキシブルタイム）

開始 7時から10時まで
終了 15時から21時まで

第8条（休憩）

休憩時間は就業規則の定めるところによる。

第9条（労働時間の清算）

- (1) 第4条の総労働時間を超えて労働した場合には、賃金規定の定めるところにより時間外手当を支払う。
- (2) 第4条の総労働時間に不足した場合には、当該時間について賃金控除する。（当該月で清算）
- (3) 管理者の承認を得て第6条に定める時間帯の前後に勤務した場合においても、本協定に定める労働時間として総労働時間に含めて取り扱う。
- (4) 管理者の承認を得て休日に労働した場合には、賃金規定に定める休日労働手当を支払い、本協定上の取り扱いはしない。

第11条（労働時間の管理）

フレックスタイム制の労働時間の管理は次のとおりとする。

- (1) 職員は自己の労働時間を個人別勤務票に記録して、管理者に提出しなければならない

ない。

- (2) 職員は、月間総労働時間に著しい過不足が生じないようにしなければならない。
- (3) 各人の月間総労働時間を超えて労働する必要がある場合、所定休日に労働する必要がある場合及び午後 10 時以降に労働する必要がある場合には、事前に管理者の承認を得なければならない。
- (4) 職員は、時間外・休日労働協定の範囲を超えて時間外労働及び休日労働をしてはならない。
- (5) 遅刻・早退・欠勤に関する就業規則の定めは、第 6 条のコアタイムについてこれを適用する。

第 12 条（有効期間）

本協定の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

令和 2 年 4 月 1 日

社会福祉法人びゅあ 理事長 河内 守正 印

職員代表 森本 実咲 印